

盛岡市監査基準に基づく監査等の方針について

令和2年3月10日監査委員決定

盛岡市監査基準（令和2年監査委員告示第13号，以下「監査基準」という。）第12条及び第14条の規定に基づき，監査等を実施するに当たり必要な品質管理の方針等及び監査等の実施方針を次のとおり定めます。

第1 品質管理方針

監査等を実施するに当たり求められる質を確保するため，次により品質管理を行うものとします。

1 基本的な方向性

- (1) 監査基準及び監査実施要領を遵守して監査等を実施すること。
- (2) 合理的で一貫した監査等の実施により，適切な監査結果を報告すること。
- (3) 市民視点に立って監査等を実施するとともに，わかりやすい公表に努めること。

2 品質管理の手続

(1) 事務局職員による日常的な品質確認

- ア 事務局職員は，「基本的な方向性」に掲げる事項に留意して監査等を実施します。
- イ 事務局職員は，監査等の各実施過程において監査記録を作成し，内容が必要十分であるか確認した上で，事務局長に報告します。
- ウ 事務局長は，監査等の実施状況を把握し，監査結果等の記録の内容について，監査等の品質を確保するため，必要な指示及び指導を行います。

(2) 監査委員による定期的な品質確認

- ア 監査委員は，監査結果等の品質を確保するため，事務局に対するヒアリングを行い，必要に応じ監査等において入手した証拠等の提示及び説明を求め，不備がないか確認します。
- イ 監査委員は，品質確認の結果改善すべき事項があった場合には，その項目ごとに改善内容について事務局から報告を受け，その状況を確認します。

(3) 市民に分かりやすい情報提供

- ア 監査等の概要や監査結果については，より分かりやすい説明を行います。
- イ ホームページの活用により，市民がより身近に監査等に関する情報に触れることができる環境づくりに努め，市民への説明責任を果たします。

3 その他

品質管理の実施に当たり必要な事項は，事務局長が別に定めます。

第2 実施方針

監査等を実施するに当たっての方向性や重点項目等については、次のとおりとします。

1 基本的な方向性

(1) 効果的な監査の推進

市民から信頼される市政の推進を促すため、市の事務事業について、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に実施されているかについて、合規性や正確性に加えて、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の3Eの視点から、実効性の高い監査手法により監査を行っていきます。

(2) 業務改善支援の推進

監査結果のフォローアップによる改善状況の確認を行うなど、業務改善の取組への支援を推進します。

(3) 組織体制の充実

監査の機能の充実を図るため、監査委員を補佐する事務局職員の監査技術の向上を図るほか、専門的人材、機関を活用し、より高度な監査を目指します。

2 重点取組事項

(1) 効果的な監査の推進

ア 合規性・正確性による監査

収入支出、契約、財産管理等の基本的な業務について、業務リスクや内部統制の状況、各種監査の結果を踏まえ、監査の基本である合規性や正確性の視点から、必要に応じて重点項目を設定するなどにより、効果的に監査を行います。

イ 3Eの視点による監査

ムダな支出はないか、業務全体が効率的に運営されているか、目標どおり成果を達成しているかなど、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の3Eの視点から、以下に留意した監査を行います。

(ア) 個々の事務処理について見直す余地がないか。

(イ) 行政運営全般の中から複数の部局等に共通する特定の施策や事業に係る行政課題について、横断的な視点で見直す余地がないか。

ウ リスクアプローチによる監査

より効果的な監査を実施するため、監査対象部局等の事務上のリスクや内部統制の状況（リスクの防止・発見のためのルール）を分析した上で、リスクの高い事務に対して掘り下げて監査を実施するなど、リスクアプローチによる監査を推進していきます。

エ 各種監査の相互連携

監査の効率化と質の向上を図るため、各監査における横断的な計画の策定、他の監査の結果等を踏まえた監査計画への反映など、計画・実施・結果報告の各段階において、各監査の有機的な連携について検討を進めます。

(2) 業務改善支援の推進

ア 監査結果のフォローアップの充実

合規性、正確性の視点による指摘等に対しては、同様のミスが繰り返されていないか、3Eの視点による指摘等に対しては、業務の見直しや改善が進められているかについて、講じられた措置の内容を確認するなどにより、指摘等の内容に応じたフォローアップを実施していきます。

イ 内部統制（チェック体制）担当部局等との連携強化

個々の事務処理ミスの指摘にとどまらず、ミスの発生原因がルール自体の不備によると考えられる場合は、各制度等を所管する部局等に対して改善を求めたり、監査結果やその後の業務改善状況等について意見交換を行い連携を強化するなど、業務の見直しや制度の改善につながる働きかけに取り組んでいきます。

(3) 組織体制の充実

ア 職員の専門性向上

職員研修の実施や専門図書の整備を計画的に実施するとともに、監査の実施に必要な専門的知識等をマニュアルにまとめるとともに内容の充実や改善を図りながら、職員の専門性向上を図ります。

イ 外部人材の登用

専門的知識や技術を要する分野について外部の人材や機関を活用することにより、高度な監査にも対応できる体制を目指します。